

令和 2 年度 身体障害者団体運営補助金

評価表 NO.

9

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	福永					
事務事業名	一般障害者自立支援事業								
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱								
補助経過年数	2 1 年以上								
令和 2 年度 予算額	300 千円	国県支出金	一般財源		その他	その他の内容			
		千円	300 千円		千円				
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	研修会及びスポーツ大会等実施事業の開催数			5 回		令和 7 年度			
成果指標②	参加者数			200		令和 7 年度			
補助対象者	薩摩川内市身体障がい者協会								
補助対象経費	組織の運営に要する経費 研修及びスポーツ大会等実施事業に要する経費								
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施								
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額 (千円未満の端数は切捨) 以内								
上記項目の積算方法									
補助を受ける 3 けたの事業 決算(団体) 等の 状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金		55,000	12.2%	68,449	14.7%	95,573	17.9%
		会費収入		55,000	12.2%	20,000	4.3%	35,000	6.6%
		事業収入		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0	0.0%	48,449	10.4%	60,573	11.3%
		市補助金		266,000	59.2%	266,000	57.2%	300,000	56.2%
		市社協補助金 (前年度繰越金)		128,000	28.5%	128,000	27.5%	128,000	24.0%
		計		449,000	100.0%	465,159	100.0%	534,122	100.0%
	支出	事業費		289,210	64.4%	304,830	65.5%	353,890	66.3%
		人件費		45,000	10.0%	45,000	9.7%	45,000	8.4%
		その他事務費		46,750	10.4%	35,000	7.5%	31,000	5.8%
		県負担金		65,330	14.6%	69,780	15.0%	68,050	12.7%
					0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		2,710	0.6%	10,549	2.3%	36,182	6.8%
	計		449,000	100.0%	465,159	100.0%	534,122	100.0%	
支出計/前年度支出計				103.6%		114.8%			
自己資金/前年度自己資金				124.5%		139.6%			
翌年度繰越金/市補助金		1.0%		4.0%		12.1%			
交付件数		1		1		1			
成果指標の推移①		9		10		14			
成果指標の推移②		324		280		423			
特記すべき事項等	【前回評価】 補助内容の改善：見直しの上で継続 ・類似団体との整理・統合が課題であるので、各団体と調整し、整理・統合を検討されたい。 ・対象者数と比較して会員数が少ない。より有意義な活動になるよう加入促進を図られたい。								
	【前回評価への回答】 ・2団体あった身体障害者団体の統合を図った。								
	【事業のPR方法】 川内、樋脇、入来、東郷、祁答院の各支部単位で新規手帳取得者への入会の案内や会員への事業のPRを行っている。								
	【費用対効果】特になし 【補助事業以外の事業】特になし								
	【その他】平成 2 9 年 4 月 1 日薩摩川内市身体障がい者協会設立。 薩摩川内市身体障害者福祉協議会への運営補助は平成 2 9 年度まで。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	団体の活動が会員の社会参加を促進し、身体障害の福祉の増進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	身体障害者が互いに協力して社会参加活動を促進するためには、団体の運営に支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	研修会やグラウンドゴルフ大会を実施し、また福祉大会や文化祭に参加し身体障害者の社会参加を促進している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	関係団体が直接支援することで、身体障害者により適切な事業が実施できる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	団体の基盤が脆弱なため、運営補助金の交付が最も妥当な施策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は事業費の2/3であり、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 新規会員の確保に努力されているが自己資金のみの収入では運営が厳しく、継続した支援が必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

身体障害者福祉協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 99 号）第 2 条の表に掲げる身体障害者福祉協議会等運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 身体障害者福祉協議会運営補助金に係る補助事業等は、身体障害者の福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第 3 条 身体障害者福祉協議会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第 4 条 身体障害者福祉協議会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 研修及びスポーツ大会等実施事業に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第 5 条 身体障害者福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 6 月 30 日とする。

2 身体障害者福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第 6 条 身体障害者福祉協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、身体障害者福祉協議会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 身体障害者福祉協議会運営補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 8 条 身体障害者福祉協議会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果
をいう。）は、研修会及びスポーツ大会等実施事業の開催数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 身体障害者福祉協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市
の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定
める。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 身体障害者福祉協議会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直
しについては、平成 19 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成
20 年度において所要の措置を講ずるものとする。